

約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新約款	旧約款
第 5 条（口座の開設及び取引の適格要件）	2. (9) <u>外国為替証拠金取引業者に勤務していないこと。</u>	2. (9) <u>金融商品取引法に規定される外務員登録を受けていないこと。</u>
第 8 条（強制決済）	1. (9) <u>地震その他の天災等の緊急事態が生じた場合において、弊社が合理的と判断したとき。</u> <u>(10) お客様が弊社の業務に重大な支障をきたすと弊社が認める行為を行ったとき。</u> 2. (8) <u>お客様の合計資産が 0 円を下回った（マイナスになった）場合で、弊社の要請にも関わらずお客様がただちに入金もしくは保有するポジションを決済する等により当該合計資産を 0 円以上の状態にしないとき。</u> <u>(9) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。</u>	1. (9) お客様が弊社の業務に重大な支障をきたすと弊社が認める行為を行ったとき。 2. (8) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
第 19 条（免責事項）	2. <u>相場急変動等によるカウンターパーティーからの異常レートの配信、システムの故障その他弊社の故意又は重大な過失に基づかない原因により取引レートの誤表示（弊社の Web サイトに表示される高値若しくは安値の表示又は円評価に関するレートの誤表示を含みます。）が発生した場合には、弊社は、当該レートに基づく一切の取引又は円評価等を取り消すことができるものとし、その損害について弊社は免責されるものとします。</u> <u>また、相場急変動等によるカウンターパーティーからのレート配信の停止または異常レートの配信、システムの故障その他弊社の故意又は重大な過失に基づかない原因により取引レート配信の停止が発生した場合も同様に、その損害</u>	2. システムの故障その他弊社の故意又は重大な過失に基づかない原因により取引レートの誤表示（弊社の Web サイトに表示される高値若しくは安値の表示又は円評価に関するレートの誤表示を含みます。）が発生した場合には、弊社は、当該レートに基づく一切の取引又は円評価等を取り消すことができるものとし、その損害

	について弊社は免責されるものとします。	
第 20 条 (本口座の停止又は解約)	<p>2.</p> <p>(4) お客様がマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行っている、又は反社会的勢力の一員であると弊社が合理的に判断した場合。</p> <p>(5) 前各号の他、やむを得ない事由により、弊社が本口座を存置することが不適切であると認めた場合。</p>	<p>2.</p> <p>(4) 前各号の他、やむを得ない事由により、弊社が本口座を存置することが不適切であると認めた場合。</p>